

『源氏物語』梅枝巻における香りの表象

— 薫物合せの意義 —

武居辰幸

—

『源氏物語』には、全体を通して数多くの香りの表象が描かれている。その数は同時代の物語作品における用例と比較しても他に類を見ない。

特に、香りを主題とした梅枝巻前半の薫物合せにおいては、入内を控えた明石の姫君のために用意された薫物の香りが、多様な表現によって描き出されている。入内準備に没頭する光源氏が、正月の閑暇に薫物合せを企図し、薫物の調合に使用する香木を吟味し女君に薫物の調合を依頼したことや、届けられた薫物の香りを居合わせた蛭兵部卿宮が判者として判定したことが語られている。

姫君の入内準備が梅枝巻以前から進められていたことは明白

であるが、なぜ入内を直前に控えた最後の準備として、薫物合せが行われたのであろうか。

先行研究においては、薫物合せについての論考は多いが、いずれも薫物合せが『源氏物語』の中で有する意味や、それがなぜ、梅枝巻の明石の姫君の入内準備に即して描かれる必要があったのかを明らかにしているとは言い難い。物語に一貫する流れの中で薫物合せの持つ意味をとらえ直す必要があるだろう。本稿では、『源氏物語』梅枝巻の明石の姫君の入内準備に際して、なぜ薫物合せが選ばれ、描かれる必要があったのかを考えてみたい。

二

正月の閑暇、愛娘・明石の姫君の入内に向けた準備の一環と

して企図された薫物合せは、六条院における単なる文化的行事ではない。光源氏の娘が入内し、後に立后する上で重要な意味を持つがゆえに、源氏によって入念な準備が施された。薫物という性格上、様々な香りを細やかに表象していることに加えて、源氏が次巻・藤裏葉巻にて准太上天皇となり栄華を極めるといふ、物語構成の上でも不可欠な、『源氏物語』の主題に結びつく重要な事項であろう。

そもそも、梅枝巻は源氏が明石の姫君の入内準備に向けて、調度品の設えを入念に行っている姿や、女君たちにも依頼をした薫物調合の様子、薫物合せのあとに男性官人たちを招いて開かれた月下の宴遊、そして草子蒐集と女君たちの筆跡を評する書道論が描かれている。

しかし、梅枝巻において、本来主役となるべき肝心の明石の姫君の姿はほとんど語られていない。裳着の前日には、源氏と蛭宮との会話において、「またもなかめる人」「いと見にくければ」(梅枝③―四〇七)¹⁾という形容によって語られている。また、姫君が秋好中宮の腰結によって裳着を受ける際に、「大殿油はのかなれど、御けはひいとめでたしと宮は見たてまつれたまふ」(同③―四一三)と、腰結をする秋好中宮が、大殿油が薄暗くはつきりしないけれど、姫君の様子は立派なものだと捉える視点、そして、同時にその場にいる源氏から中宮に対する言葉の中で、

思し葉つまじきを頼みにて、なめげなる姿を、すすみ御覧

ぜられはべるなり。後の世の例にやと、心せばく忍び思ひ
たまふる

(梅枝③―四一三)

と、姫君の姿が略装ゆえ、中宮の前に出るには失礼な姿だと卑下する言葉の中でしか現れない。中宮が腰結役を務める裳着は前例にない名誉であり、異例の盛儀であることから、源氏は「後の世の例にや」とあるように、これが後代の例になるのではないかと期待を寄せている。このことから、特殊な事例としても更なる詳細な記録としても、筆を割いて語られてもよさそうなものである。

同様に、明石の姫君の裳着の様子について、語り手は省筆の弁を述べている。

かかる所の儀式は、よろしきにだに、いと事多くうるさきを、片はしばかり、例のしどけなくまねばむもなかなか
やとて、こまかに書かず。

(同③―四一三―四一四)

とあるように、その儀式は実に煩雑で面倒であるため、ほんの一端だけとりとめなく伝えるのは如何なものかという思いから、細かに書くことはしないという。

このように、本来語られるべきはずの明石の姫君について、

梅枝巻ではほとんど語られていない。梅枝巻の語りは、入内準備に余念のない光源氏が中心に据えられた構造になっており、その源氏の姿と六条院の様相に視点が注がれている。主役であるはずの明石の姫君よりも、その姫君の入内を控えた源氏が、いかにして盛儀を荘厳にするかという点に重きを置かれていると考えることができるだろう。

では、なぜその入内準備にあつて薫物合せが行われたのであろうか。ひいては、『源氏物語』第一部の終結を迎える直前の梅枝巻において、なぜ薫物合せという方法が選ばれたのであろうか。

源氏は明石の姫君に持たせる調度品の雛形や図柄に到るまで確認し、それぞれの方面の優れた人物を集めて、入念に作らせるほどの熱の入れようであった。その一環として行われる薫物合せのため、調合に用いる香木を選定する際には、まず大宰府の大式が献上した舶来の品々を見聞したが、「なほいにしへのには劣りてやあらむ」（同③—四〇三）と、古のものには劣るとして、二条院の御倉にしまいこまれていた唐の物を取り寄せ、それを入内のための姫君の調度品に用い、今回の大式が献上した品々は女房たちに下げ渡した。これは一見すると古のものを珍重する尚古趣味と解しうるが、「香どもは、昔今の取り並べさせたまひて、御方々に配りたてまつらせたまふ。二種づつ合はせさせたまへ」と聞こえさせたまへり。（同③—四〇四）とあるように、香木は昔のものと今のものを取り並べて六条院

の女君たちに配り、薫物を二種づつ調合するように依頼している。唯一の娘の入内に際して、昔から所有していた良質な品と、大式が献上した今の品の中から、よりよいものを取り揃えようという源氏の親心が伺える。

こうした準備に余念の無い源氏の姿に物語の語り手は繰り返して視点を当てている。「贈物、上達部の緑など、世になきさまに、内にも外にも事しげく営みたまふ」（同③—四〇四）というように、六条院内外において、裳着当日の配り物が用意されていることが語られている。明石の姫君の入内準備は、卓抜なる才と富を背景に六条院文化の総力をあげて実行されていた。その準備の様子が事細かに語られれば語られるほど、明石の姫君の入内が、光源氏だけでなく六条院世界にとっていかに一大事であったのがわかる。

視点を變えると、姫君自身については語るべきことがこの時点においてはあまりないため、薫物合せのような入内準備作業によって、その姫君が有する血筋の良さを荘厳する必要があることが捉えることができるのではないだろうか。

梅枝巻の語りの視点は、薫物合せに向けて製作された薫物の調合の様子と、各々が調合した薫物が持つ「薫物の血脈」について、すなわち香りの系譜にも焦点を当てている。女君たちに薫物の調合を依頼した源氏自身、一人寝殿に離れて製作に勤む様子が語られている。

大臣は、寢殿に離れおはしまして、承和の御いましめの二つの方を、いかでか御耳には伝へたまひけん、心にしめて合はせたまふ。

(同③—四〇四)

源氏が調合したのは、男子禁制とされる「承和の御いましめの二つの方」による「黒方」と「侍従」であった。「承和」は仁明天皇の治世の年号で、薫物の史料である『薫集類抄上』の八条宮の「侍従」の項には、調合に用いる材料の分量を記したあと、

此二者不傳男。是承和仰事也。延喜六年二月三日。

典侍滋野直子朝臣所献也。

(『薫集類抄上』—五三〇)⁽²⁾

とあり、また、同じく薫物の史料である『後伏見院宸翰薫物方』にも、「承和の御門の様には。をのこゝにはなつたへそとぞ。うげいのないしのすけのほうにはある。」(『後伏見院宸翰薫物方』—五六九)⁽³⁾とある。この二書にある「此二者者不傳男。是承和仰事也」と「をのこゝにはなつたへそとぞ」から、仁明天皇によって男子禁制とされていたことがわかる。

滋野直子は宇多朝の更衣、続いて醍醐朝の典侍で、『河海抄』によれば延喜六年に「合香方」を献上し、子の公忠(後述)に

薫物の調合を伝えた女性である。

「いかでか御耳には伝へたまひけん」とあるように、源氏がどのようにしてその男子禁制とされた薫物の調合法を知り得たのかは不明である。しかし、薫物においても高名な仁明天皇の秘法を男子でありながらも知り得ていることに加えて、その二種を実際に調合することで、超越的存在としての光源氏がより一層明確に位置付けられ、さらにその際立った存在が称揚されることになっていたのでなかろうか。

明石の姫君の養母格である紫の上は、薫物の調合の場を東の放出に設え、「八条の式部卿の御方」を用いて薫物を調合している。

上は、東の中の放出に、御しつらひことに深うしなさせたまひて、八条の式部卿の御方を伝へて、かたみにいどみ合はせたまふほど、いみじう秘したまへば、「匂ひの深さ浅さも、勝負の定めあるべし」と大臣のたまふ。

(同③—四〇四)

紫の上は、「八条の式部卿の御方」を用いて「黒方」「侍従」「梅花」の三種を調合している。仁明天皇の「承和の御いましめの二つの方」が男子禁制であったことから、女である紫の上が調合した「黒方」と「侍従」の薫物の方が、源氏よりも正統を伝えているといえる。「梅花」についてはその二種のような男子

禁制といった規制はないが、『薰集類抄上』には同じく八条宮の「梅花」の調合法が記されており、紫の上は八条宮の調合法に則り、「黒方」「侍従」「梅花」の三種を調合したのである。

八条宮は『薰集類抄上』にて、「八条宮。本康。一品式部卿。仁明天皇第五親王。母從四位上滋野繩子。貞主女也。」（『薰集類抄上』—五二六）とあり、天皇の薫法を伝える名手であるとされている（滋野繩子は滋野直子の姉妹）。また、『花鳥余情』には梅枝巻の「八条の式部卿」について、「八条式部卿宮は紫上の父式部卿宮になすらへていへり」（『花鳥余情』—二三七）^③とあり、物語においては、八条の式部卿を紫の上の父・式部卿になすらえ、父・式部卿の宮から娘・紫の上に伝えられたという設定になっているとも考えられる。

そして、明石の君も薰物合せに際して、古法を用いて「薰衣香」を調合している。薰衣香は、衣装に焚き染めて使用する薰物の意だが、ここでは皇族のみに伝わった特殊な香名を指す。

冬の御方にも、時々によれる匂ひの定まれるに、消たれんもあいなしと思して、薰衣香の方のすぐれたるは、前の朱雀院のをうつさせたまひて、公忠朝臣の、ことに選び仕まつれりし百歩の方など思ひえて

（梅枝③—四〇九）

とあるくだりの、「前の朱雀院」を「宇多帝」ととるか、「朱雀

帝」ととるか古来より様々な解釈が示されてきた。^⑤『源氏物語』に「朱雀院」と呼ばれる人物は、当該条にその名が見られる讓位後に朱雀院と称された宇多帝と、桐壺帝の子で光源氏の兄で滯標巻にて冷泉帝に讓位し院となった朱雀院の二人が登場している。前者は、桐壺帝の父か兄とされ、源氏にとっては祖父か叔父にあたる人物である。物語内においては、その「朱雀院」に「前の」という限定語を加えているのに対して、「神無月の二十日あまりのほどに、六条院に行幸あり。紅葉の盛りにて、興あるべきたびの行幸なるに、朱雀院にも御消息ありて」（藤裏葉③—四五八）と、後者には限定語をつけずに区別していることに鑑みても、宇多の帝の調合法を、今の朱雀院がお引き継ぎあそばして、公忠朝臣が特に吟味してお作り申したものがあると解釈するのが自然であろう。

公忠朝臣は、『薰集類抄上』に、「右大弁公忠。從四位下大藏卿。國紀男。仁和源氏也。母典侍滋野直子也。」（『薰集類抄上』—五二六）と、その名が記されているように、光孝天皇の孫・源公忠のことで、醍醐・朱雀帝に仕えた合香の名人であり、また、その公忠の父である國紀は宇多帝の異母兄弟である。

薰衣香は、「常陸宮と、朱雀院ないしは朱雀院からの伝承といふかはりに於てしか、物語に現れない（中略）皇室関係の特殊な伝承と作者は考へてゐたのではないか。」^⑥という先学の指摘もあるように、この薰物合せにおいて明石の君が調合した薰衣香の法も、代々皇族に伝わり受け継がれてきた調合法なの

であった。

三

さまざまな調合法によって製作された薫物は、源氏のもとに集められ、入内準備の忙しさへの見舞いの挨拶に訪れていた蛭兵部卿宮を判者として評価されていく。

さらにいづれともなき中に、齋院の御黒方、さいへども、心にくく静やかなる匂ひことなり。侍従は、大臣の御は、すぐれてなまめかしうなつかしき香なりと定めたまふ。対の上の御は、三種ある中に、梅花はなやかにいまめかしうすこしはやく心しらひを添へて、めづらしき薫り加はれり。「このごろの風にたぐへんには、さらにこれにまさる匂ひあらじ」とめでたまふ。夏の御方には、人々の香心々にいどみたまふなる中に、数々にも立ち出でずやと、煙をさへ思ひ消えたまへる御心にて、ただ荷葉を一種合はせたまへり。さま変り、しめやかなる香して、あはれになつかし。冬の御方にも、時々によれる匂ひの定まれるに、消たれんもあいなしと思して、薫衣香の方のすぐれたるは、前の朱雀院のをうつさせたまひて、公忠朝臣の、ことに選び仕まつつれりし百歩の方など思ひえて、世に似ずなまめかしさをとり集めたる、心おきてすぐれたり

(梅枝③—四〇九)

蛭宮の判詞は、それぞれの薫物の調合法を評価するだけでなく、微妙な香りの違いを判定し、調合者である女君その人の個性に結びつけていく。朝顔の前齋院が調合した黒方の「心にくく静やかな」匂いを、奥床しく落ち着いて格別とし、源氏が調合した侍従の「すぐれてなまめかしうなつかしき」香りの優雅さとやさしさを讃えた。紫の上が調合した三種の薫物については、梅花に添えられた「はなやかにいまめかし」く鋭く匂い立つような工夫を誉めた。他の女君が薫物で競う中、多くを調合することはしまいと思ひ花散里が調合した荷葉の「さま変り、しめやかなる香」という、それまでの薫物とは違った趣向の香りの懐かしさを感じている。そして、明石の君の薫衣香の「世に似ずなまめかしさをとり集め」た、この世のものとは思われないほどに感じられる趣向のすばらしさを指摘している。これまでも度々、独自の批評精神によって源氏の美的風流心と共鳴し、判断を代行・代弁してきた蛭宮が判者として立ち会った。「いにしへ」より伝来する香木を使用して調合された薫物の由緒と文化性を評価・確認することで、光源氏や六条院の女君たちの薫物の嗜みの良さや深さをも物語っている。姫君が皇統を継ぐに相応しい証左を薫物に付与することを求めた源氏の思いだけでなく、古法に則った調合法を用い、調合に際して各人が精髓を加えた薫物が評価され客観化されたのである。源氏の思いを汲み、また分かち合うことのできる蛭宮であればこそ、薫物の判者に選ばれたのであろう。

それにしても、『源氏物語』には五感と密接にかかわるような場面がたびたび描出されている。玉鬘巻における衣配りⅡ視覚・触覚、若葉下巻の音合わせⅡ聴覚、そして、梅枝巻の薫物合せⅡ嗅覚といった五感にまつわる表象が繰り返し描かれる。これらの場面が、なぜ描かれたのであろうか。

それは、香りの表象だけでなく、感性という言語化しにくい事象を、文字に変えて記すという物語の挑戦だったのではないだろうか。先にも記したように、薫物という目に見えない香りを有するものの背景にある、脈々と受け継がれる血統と教養が想起されるように記すことで、明石の姫君の皇族の後継者としての印象を強めることとなっていた。

同様に、目に見えず形として捉えることのできない香りについて、多彩で精緻な表現によって言葉に変えて描き出すこと、つまり、蜜宮の判詞という形を通して香りの質の違いを言葉によって表象することに成功している。薫物は先にも見たように、その調合法も多岐にわたり、同じ調合法が広まり伝わっていても、それぞれの調合法に現れる個性や味わいの違いによって完成する薫物の香りには差異が生じる。ましてや言語によって表象しにくい香りをさまざまな言葉で形容したということは、香りを享受する共同体が感覚として共有し相互理解していた香りの概念を、視覚化可能な文字と言葉によって捉え直すことに成功したということであろう。これは、物語が香りの表象を通して迎えた一つの到達点といえるのではないだろうか。

四

梅枝巻に見られる、光源氏、紫の上、明石の姫君が調合した薫物の調合法は、いずれも実在の時代や人物名を冠したものであるが、なぜそうした調合法や史実とのつながりがこの薫物合せにおいて登場しているのだろうか。

まず注目すべきは、源氏が調合を依頼した人物が、いずれも皇族に連なる人物や、そこにある薫物の伝承を知り得た人物であることである。具体的な調合法は記されていないが、調合を依頼された花散里の「荷葉」と、朝顔の前斎院の「黒方」と「侍従」も、皇族や宮家に伝わる調合法を用いて製作されたものであろう。

花散里は、物語の中でその出自などが詳しく語られることはないが、桐壺院の女御である麗景殿を姉に持つことから、それ相応の資格の人物である。そうした家には、その家伝来の調合法が伝わっていることは十分に考えられるであろうし、朝顔の前斎院も、桐壺院の弟・桃園式部卿宮の娘であることから、宮家伝来の、あるいは皇族に伝わる薫物の調合法を有していた可能性は高いであろう。

源氏は裳着と入内を間近に控えた娘の姫君のために、女君たちには依頼しただけでなく、自身も薫物の調合を行った。その薫物は後宮に入った後、明石の姫君の側近くに常にあるものになるであろう。各々の家から細事に至るまで十全な備えをした姫

君たちが集う後宮においては、一つ一つが名高い調合法で製作された薫物を所有していることが、寵愛の深さ浅さを決める結果にもなりえる。

それ故に、源氏は香木の数々を慎重に吟味し、古今の名品を選び整えて女君たちに配ったのである。その香木や材料を用いた薫物は、「承和の御いましめの方」や「八条の式部卿の御方」、宇多帝の法を今の朱雀院が引き継ぎ、公忠朝臣が特に吟味して作り上げたものなどによって製作された。薫物とその調合法には、薫物の調合においても名を馳せた仁明天皇、宇多天皇、朱雀院、八条宮（本康親王）、源公忠朝臣、滋野直子といった名を見ることができ、仁明天皇と八条宮が親子であることや、公忠朝臣は朱雀院に仕えていたこと、また彼の母が滋野直子であることから、代々受け継がれてきた「薫物の血脈」、ひいては皇統の系譜を見てとることができる。つまり、皇族に伝来し、脈々と伝わってきた調合法によって製作された薫物を明石の姫君が所有することは、明石で誕生した故に卓しい出自と見られかねない明石の姫君の負のイメージを払拭し、皇統の血を引く由緒正しい身分であるように上書きする効果があると考えられる。入内の後、後宮に入り帝の寵愛を競い、将来の立后と次代の皇統を継承していく皇子を産むに相応しい確固たる存在感を持たせることになるのではないか。

明石の姫君の入内準備における薫物合せは、文物が譲られるという形ではなく、目に見えない香りを有し、物そのものが伝

来するわけでもない薫物によって荘厳されるからこそ、血統と教養という形によって受け継がれていくものの継承者というイメージを強くするのである。明石の姫君の入内と将来の立后の正統性を付与するためには、そうした薫物の用意が必要とされたのである。

そして、ここまでに准拠として登場する人名は、仁明天皇や宇多天皇に関係する人物に集中しているが、こうした人名を出すことにより、これまで明瞭に語られることのなかった明石の一族の血脈を規定し直すことになっている。

そもそも、なぜ皇族に伝わる薫物の調合法を明石の君が知りえたのであろうか。明石の君は箏の琴の伝承において、「延喜の御手より弾き伝へたること三代になんりはべりぬるを」(明石②―二四二)、「かの前大王の御手に通ひてはべれ」(同頁)と明石巻にあるように、父・明石の入道より教えられていたことがわかる。薫物の調合についても琴の奏法と同様に、明石の君は父・入道から伝えられたと考えることができるだろうか。

皇族に伝わる薫物の方と箏の琴の奏法を、どこで、いつ、伝え聞いたのかはあくまで推察の域を出ないが、明石の入道が近衛中将であったことや、その入道の父が大臣であったこと、明石の尼君の祖父が中務卿宮であったことなど、もともとこの一族が上流の出自であることと関わりがあると考えられる。

須磨巻において、明石の君の父である明石の入道は、「故母御息所は、おのがをちにもおのしたまひし按察大納言の御むすめ

なり。」(須磨②―二二一)とあるように、自身が光源氏の遠縁にあたることを語っている。光源氏の母・桐壺更衣(故母御息所)の父である按察大納言は入道の叔父にあたり、自身の父である大臣と兄弟であるという。

また、松風巻において、父である明石の入道に対し、明石の君の母である明石の尼君は、中務宮の孫であることが、「昔、母君の御祖父、中務宮と聞こえけるが領したまひける所」(松風②―三九八)と語られている。明石の入道が娘・明石の君のために大堰の邸を修築する場面での記述であるが、その邸を領有していたのは、尼君の祖父である中務宮であった。その中務宮について『花鳥余情』は、「醍醐御子中務卿兼明親王山莊大井河畔号雄蔵殿也此親王を明石の上の母君の祖父といへり」(『花鳥余情』―一三七)と、醍醐天皇の皇子・中務卿兼明親王を明石の尼君の祖父であるとす。「細流抄」では、「あかしのあまのおほち中務宮也兼明親王に擬してかける歎」(『細流抄』―一五九)と、明石の尼君の祖父・中務宮は兼明親王に擬されているとしているように、古注は、明石の尼君の祖父である中務宮は、醍醐天皇の第十六皇子である兼明親王に准拠すると考えているのである。兼明親王が中務卿を辞した後、嵯峨野に山莊を造営し隠棲したという事実からも、明石の尼君の祖父・中務宮に、兼明親王のイメージが重なることは自然であろう。史実と古註の指摘に加え、前にも引いた「かの前大王の御手に通ひてはべれ」という伝承経路の記述も踏まえれば、明石の尼君

の家系は、醍醐天皇に連なる皇族の出自ということになる。

つまり、明石の地で生れ、その地で養育された明石の君から生れた明石の姫君は劣り腹であるものの、母・明石の君の家系を辿ると、母方も醍醐天皇に連なる家系なのであった。

『源氏物語』の始発・桐壺巻から松風巻あたりまでの物語においては、桐壺帝は醍醐天皇に、その皇子である光源氏は、源高明や兼明親王といった准拠の枠組みが意識されていた。桐壺更衣の父・按察大納言と明石の入道の父・大臣の兄弟の家系について、秋山虔が「溯源すれば帝と祖を一にする王家流に属する」⁽¹²⁾ものであると論じているような見方と重ね合わせれば、明石の地に土着した受領というに留まらない明石の一族の背景として、作者が想定していた出自が見えてくる。源氏と明石の君との間に生まれた娘である明石の姫君が、藤裏葉巻にて朱雀系の春宮に入内するにあたり、光源氏の施した念入りな支度の過程を描く梅枝巻の薰物合せの場面では、『源氏物語』が描かれ、享受されていたまさにその時代の人々に尊崇されていた、仁明天皇や宇多天皇といった歴代の天皇の御代を想起させる事象が散りばめられている⁽¹³⁾。すなわち、史実に結びつく表現が頻出してくることにより、王家、そして醍醐帝に連なる明石の姫君の持つ血筋を讀者に再度想起させ、将来の立后の正統性をイメージさせる仕組みとなっているのではないだろうか。

『源氏物語』においては、先帝の四の宮である藤壺中宮が、桐壺帝の女御として入内したのちに立后し、桐壺帝の弟・前坊

の娘である秋好中宮は冷泉帝に入内し立后した。そして後に、明石の姫君は今上帝の中宮として立后することになるように、それぞれ皇統に連なる女君が三代続けて立后している。薫物合せにおける明石の姫君の血筋に関する記述には、藤壺や秋好中宮に劣らぬ高貴な血統として位置付ける意図、そして、皇統に連なる女性の入内および立后を正統とする『源氏物語』の論理があるのではなからうか。

五

桐壺帝の皇子である源氏の人物造形や、桐壺更衣と同族であるという設定の下に明石の一族の出自を語る松風巻の叙述では、延喜の帝とその周囲への准拠という枠組みが意識されている。しかるに、梅枝巻では准拠の時代を遡るように、仁明・宇多帝を意識した歴史的背景が敷設されているようにみえる。このことは、明石の姫君の入内によって切り拓かれる新しい時代のイメージとして、それまでの物語における時代設定に微妙な変更を加えようとする物語作者の意図の表れであるかもしれない。

『源氏物語』内における皇統の系譜は、桐壺帝―朱雀帝―冷泉帝―今上帝と受け継がれている。桐壺帝の讓位に伴い、葵巻ですでに即位していた朱雀帝の東宮には、表向きは桐壺帝の第二十皇子だが、実際は光源氏と藤壺の密通によって産まれた冷泉帝が立坊した。朱雀帝は濛標巻で讓位し、冷泉帝が即位、朱雀帝の皇子が立坊した。梅枝巻の時点ではその冷泉帝が在位し、

次代の帝である東宮へ明石の姫君が入内するための準備が描かれている。つまり、梅枝巻は、冷泉皇統が皇嗣のないまま断絶し、朱雀院の皇子である東宮に明石の姫君が入内することによって、朱雀皇統が継続するという将来の皇統譜の流れが見通せる段階にあった。そうした皇統の変化の兆しを描くに伴って、それまでの醍醐朝准拠という枠組みが、薫物の相伝において重要な画期となった仁明朝から宇多朝という時代背景へ微妙にずらされ置き換えられていくことは、物語の内容と密接に関連している構想の捉え直しがあつたと見るべきであろう。姫君の入内に伴う薫物の準備において散見される時代背景の描写は、単なる姫君の権威付けのためだけではなく、それまで物語の片隅に位置していた明石の姫君が物語世界の中心に据えられ、明石の姫君入内に伴う新たな時代の始まりのためにも欠かせない重要な要素なのであつた。言い換えれば、准拠の枠組みの置き換えは、明石の姫君の入内とその後立后によって切り開かれる新たな物語の構想を、物語がこの時点で判然と意識していたことの表われであろう。

また、この先に描かれる明石の姫君の入内と立后は、次巻・藤裏葉巻において光源氏が皇統回歸するという、『源氏物語』第一部の長編的構想の終着点でもあつたはずだ。桐壺帝の皇子として生まれるも、立坊することなく臣籍降下した光源氏は、『源氏』の姓を賜った。若き日の藤壺との密通によって生まれた冷泉帝が即位したことで、源氏は潜在的に王統の脈絡に組み

込まれていた^①。その後、須磨という異境へ流離したことをきつかけに、その地で出会った明石の君との間に生まれた明石の姫君を、正妻格である紫の上に託して養育させた。源氏はこの時から姫君の将来の入内と立后を睨んできたはずである。少しずつ準備を整えてきた源氏は、いよいよ姫君の入内に際して、皇統に連なる血脈を有する薫物を用意し、今上帝の中宮である秋好中宮による前例のない裳着を実現させた。

物語の主題や構想という視座においてとらえ直した時、薫物合せ、そして、香りの表象は、物語の主題的連関や構想の継ぎ目と関わる重要な問題なのである。物語に通底する長編的構想が結実する藤裏葉巻の前に置かれた梅枝巻において、明石の姫君の入内準備として描かれた薫物合せは、姫君入内のためだけでなく、光源氏の皇統回帰という第一の物語の終着点を迎えるためにも、また、その先の物語の可能性を担保する上でも、重要な意味をもつ場面だったのである。

註

(1) 本稿における『源氏物語』本文の引用は、新編日本古典文学全集『源氏物語』(小学館、一九九四～一九九八年)に拠り、その巻名と頁数を示した。また、本文中の傍線部は筆者による。

(2) 『薰集類抄』の引用は、『群書類従』第十九輯に拠る。『薰集類抄』は、十二世紀に集成された薫物の史料で、藤原定長(寂蓮法師・一一三九頃～一二〇二)の撰とも言われる。

(3) 『後伏見院宸翰薫物方』の引用は、『群書類従』第十九輯に拠る。『後伏見院宸翰薫物方』は、後伏見天皇(一二八八～一三六六)の著作とされる香書。練香に関する細かい記述が見られる。

(4) 『花鳥余情』の引用は、中野幸一編『源氏物語古註釈叢刊』第二卷(武蔵野書院、一九七八年)に拠り、頁数を示した。また、『八条の式部卿』については、藤河家利昭「八条の式部卿について」(『広島女学院大学国語国文学誌』第二十七号、一九九七年十二月)に詳しい。

(5) 藤河家利昭「梅枝の巻の「前の朱雀院」について―史実と物語との関係」(『広島女学院大学大学院言語文化論叢』第三号、二〇〇〇年三月)

(6) 石田穰二「くのえ香―明石の上のこと―」(『源氏物語論集』桜楓社、一九七一年)

(7) 鈴木日出男「光源氏の榮華―光源氏論(4)―」(『講座源氏物語の世界』第六集、有斐閣、一九八一年。後に『源氏物語 感覚の論理』有精堂、一九九六年に所収)。

(8) 先行研究において、史実上の人物名や事象、および薫物やその調合法が梅枝巻で見られることについてはさまざまな視点から論じられている。河添房江「梅枝巻の光源氏」(『源氏物語の喩と王権』有精堂、一九九二年)、森野正弘「源氏物語の薫物合せにおける季節と時間」(『山口国文』第二十六号、二〇〇三年三月)、勝亦志織「源

氏物語「梅枝」巻の文化戦略」(『日本文学』第五七巻第六号、二〇〇八年六月)などを参照。

本稿では、明石の姫君の入内準備、つまり調度品の一つとして薫物が用意されたが、なぜ姫君のためにそうした薫物を用意する必要があるであったのかという点を問題として論じたい。

(9) なお、先行研究では、梅枝巻に見られる実在人物の表記について、吉野誠「実名表記」(『源氏物語の鑑賞と基礎知識No.31梅枝・藤裏葉』至文堂、二〇〇三年)が、「明石の姫君の入内をより権威づけるが、文化レベルの高さを付与するだけでなく、「聖代」の理念の直列的継承を印象づける機能を持つといえる」と論じている。本稿では、そうした実名表記が見られることについて、前にも述べたように、源氏が明石の姫君入内に向けた準備をする中で、皇統を継承していくに相応しい確固たる証左を与えることになる薫物が必要であったため、意図して用意されたものであるという新しい視座を示したい。

(10) 「延喜の御手」は醍醐天皇のことである。「かの前大王」の「前大王」に関しては延喜帝とする説と、入道に教授した親王とする説があるが、「御手に通ひてはべれ」に謙譲語がないため、親王とするべきであろう。

(11) 『細流抄』の引用は、『源氏物語古注集成』第七巻(桜楓社、一九八〇年)に拠り、頁数を示した。

(12) 秋山虔「桐壺帝と桐壺更衣」(『講座源氏物語の世界』第一集、有斐閣、一九八〇年)

(13) 源氏の調査した薫物は「右近の陣の御溝水のほとりになずらへて、西の渡殿の下より出づる、汀近う埋ませたまへる」(梅枝④―四〇八)とあった。『薫集類抄下』には薫物を埋める目数について、「同御時。被埋右近陣御溝邊地。後代相傳不變其處云云。」(『薫集類抄下』―五五〇)とある。「同御時」は「承和」のことで、こうした記述においても、仁明天皇の治世を意識していることがわかるであろう。

(14) 鈴木日出男『源氏物語への道』(小学館、一九九八年)

(たけい・たつゆき・本学大学院博士後期課程)